

# 安全の手引き

令和4年3月

在デンバー日本国総領事館  
Consulate-General of Japan in Denver

※本手引書は今後も改善・改訂を重ねていきますので、  
皆様のご意見等ぜひお聞かせください。

# 目 次

I	はじめに	1
II	防犯の手引き <海外で犯罪等に巻き込まれないために>	
1	防犯の基本的な心構え	1
2	当地における犯罪発生状況	1
3	防犯のための具体的注意事項	1
III	「在留邦人用」緊急事態対処マニュアル	
1	平素の準備と心構え	10
2	緊急時の行動	11
IV	まとめ	11
V	参考資料	
1	不審郵便物確認事項	
2	交通事故記録用紙	
3	在留届と記入例、帰国・転出届	
4	緊急事態に備えてのチェック・リスト『在留邦人配布用』	

## I はじめに

海外では、言語の違いだけにとどまらず、文化、交通ルール、子供に関する法律等、日本とは異なる多くのルールがあります。これまでも当地のルールを知らずに法令に違反して、法的責任を問われるケースや交通事故、観光地での滑落事故等も発生しています。

一度トラブルに巻き込まれると、身体の危機や精神的負担に加え、警察等治安当局や病院、保険会社とのやりとりが発生し、裁判になれば弁護士費用や通訳費用も必要なケースもあり、海外での事件や事故は多大な労力や費用を要することにもなりかねません。

海外滞在を安心して過ごすためには、まず「滞在する国や地域についての情報収集」を行い「当地のルールを知る」と同時に「常に防犯意識を持って行動するよう心掛ける」ことが肝心です。

本手引きには、主な防犯対策や注意事項等を記載しておりますので、ぜひご一読のうえ、安全な米国生活をお過ごしください。

### 【3ヶ月以上滞在される方：在留届ご提出のお願い】

旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に「在留届の提出」が義務づけられております。

ご提出された方には現地で注意が必要な情報等をメール配信しており、緊急事態の発生時の安否確認や支援活動にも役立てております。在留届はインターネットからもご登録ができますので、忘れずにご提出くださいますようお願い致します。

在留届電子届出システムORRnet

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>



### 【短期滞在の方（ご旅行や出張等）：たびレジのご案内】

出発前から渡航先の最新情報を受信できる外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」への事前登録をお勧めしております。たびレジは、インターネットからご登録できますので是非ご利用下さい。

「たびレジ」外務省海外旅行登録システム

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>



## II 防犯の手引き

＜海外で犯罪等に巻き込まれないために＞

### 1 防犯の基本的な心構え

米国では、凶悪犯罪・財産犯罪は増加傾向であり銃撃事件も毎日のように発生していることから「自分と家族の安全は自分たちで守る」という強い心構えが重要です。日頃から安全対策のための三原則を常に意識しながら、犯罪や事故に巻き込まれないよう注意しましょう。

#### 【安全対策のための三原則】

##### ① 目立たない

必要以上に華美な服装や装飾品を身に着けると周囲から目立ち、犯罪者に目を付けられやすくなります。服装や持ち物は目的、場所や時間等に合わせて選びましょう。

##### ② 行動を予知されない

通勤・通学等、日々の行動がワン・パターン化すると犯罪者のターゲットになる恐れがあります。時間や経路は時々変えて、不規則な行動をとるよう心掛けましょう。

##### ③ 用心を怠らない

当地での生活に慣れてくると油断しがちになり、思わぬ事故や犯罪に巻き込まれることがあります。日頃から治安や交通に関する最新情報を収集し、周囲への警戒意識を持った行動を心掛けましょう。

### 2 当地における犯罪発生状況等：（）内は前年比

コロラド調査局（CBI）の犯罪統計によれば、コロラド州の暴力犯罪は30,259件（10.8%増）、強盗4,301件（7.7%増）、窃盗120,030件（4.1%増）、ヘイトクライム380件（11%増）と全体的に増加傾向にあり、デンバー市においてはホームレスや麻薬使用者によりユニオンステーション付近の治安が悪化し、デンバー市警が取り締まりを強化しています。

また、コロラド州では、2021年3月King Soopers（オーロラ市内）での無差別銃乱射事件や映画館、学校での銃乱射事件、知人の犯行による銃殺傷事件も発生しており、銃による脅威には警戒が必要です。

ユタ州、ワイオミング州の犯罪件数は全米平均値以下ではありますが、高価な自転車の盗難や麻薬使用による治安が悪化している地域に注意が必要です。

ニューメキシコ州は、10万人あたりの犯罪件数は全米の中でも上位に入ります。特にアルバカーキ市における犯罪が多く、暴力犯罪に銃器が使用されているので厳重な警戒が必要となります。

### 3 防犯のための具体的な注意事項

#### （1）住居での防犯

住居を選定する際には、以下のチェック事項を参照しながら、知人や不動産業者等、多くの人達から情報を集め安全な住居を探しましょう。

また、入居後には防犯対策を徹底し、安心して暮らせる環境を継続しましょう。

#### (ア) 住居選択時

- 犯罪が多発している地域でないか
- 付近に浮浪者の溜まり場がないか
- (就学児童がいる場合) 通学路や学校に問題はないか
- 敷地内や建物内に不特定の人が自由に立ち入れない構造や警備体制になっているか
- 住宅周辺に屋外灯が設置されているか／夜間でも照明が十分にあるか
- 屋外にゴミは放置されていないか
- 駐車場は管理会社等によって適切に管理されているか
- ドアや窓は頑丈に作られ、鍵は確実にロックされるか
- 玄関ドアの内側にドア・チェーンや覗き穴があるか

#### (イ) 入居後

- 窓辺等、外から家の中が見えやすい場所に高価な装飾品等を飾らない
- 就寝前にドアや窓の施錠を確認する
- 鍵は日頃から管理を徹底し、万が一紛失した場合には施錠設備ごと交換する
- センサーライトや防犯カメラを設置する
- 警備会社と契約し、監視・警報装置を設置する

#### (ウ) 在宅中

- 「地域コミュニティにとけ込む」**  
隣人や在留邦人等、地域コミュニティを通じて様々な情報が入り、いざという時に助けも得られることもありますので、普段から良好な関係を築くよう心掛けましょう。
- 「開口部は必ず閉めて施錠する」**  
殺人、強盗など凶悪犯罪は、昼夜問わず発生しています。日中や在宅中でも、窓や扉、ガレージシャッター等の開口部は必ず閉めて施錠しておきましょう。
- 「知らない人物がベルを鳴らしても絶対にドアを開けない」**  
宅配業者や点検業者等を装った犯罪も発生しています。ドアを開ける場合はドア・チェーンを施錠した状態で対応するなど、細心の注意を払いましょう。
- 「不審な郵便物等が届いたらむやみに触ったり、開封したりしない」**  
荷物の差出人が不明、もしくは中から異音がする等、不審な点を感じた場合は速やかに警察に通報しましょう。詳細は、参考資料V-1「不審郵便物確認事項」をご参照ください。
- 「知らない人物からの電話には安易に受け答えしない」**  
法執行機関等を装った電話詐欺も発生しています。知らない人物からの電話には応じず、家族構成やクレジットカードの番号、銀行口座番号等を聞かれても絶対に教えないようにしましょう。
- 「置き配に注意する」**  
当地では、不在時に玄関先などに配達された荷物（置き配）の盗難が非常に多く発

生しています。

宅配サービスを利用している場合は、宅配BOXを利用したり、在宅中の配達を依頼するなど盗難に遭わないよう注意しましょう。

□「インターネット詐欺に注意する」

SNSアカウントの乗っ取りやフィッシング詐欺、オークション詐欺、ロマンス詐欺等、多くのインターネット犯罪が発生しています。

ウイルス対策ソフトの利用やパスワードの定期的な変更、電子メールやウェブサイトにあるリンクや添付ファイルは安易にクリックしない、公衆の無料Wifiに接続しない等、細心の注意を払いましょう。

(2) 外出時の防犯

外出時には「安全対策のための三原則」を徹底する他、以下の点についても心掛けましょう。

□「危険な場所に立ち寄らない」

テレビやインターネット等にて、犯罪状況や気象情報、交通事情等、行動範囲における最新の情報を把握して、出来る限り危険を回避できる行動を心掛けましょう。

また、日中でも人通りの多い道を歩くよう心掛け、夜間は出来る限り外出を避けるなど、常に警戒するよう心掛けましょう。

□「多額の金品を持ち歩かない」

必要以上の現金やクレジットカード等は持ち歩かず、人目につく場所では現金を数えないようにしましょう。

□「携行品は常に体から離さない」

レストラン等、食事の席の確保や一時的に離れる場合であっても（荷物だけ残して離れると）盗難に遭う可能性が高まります。外出先では、スマートフォンや鞆等の携行品はテーブル上や足下等に置いたまま離れたりせず、必ず持ち歩きましょう。

また、着席している場合でも、足や椅子の背もたれと体の間に挟む等、常に体に触れているようにしましょう。

□「知らない人について行かない・カメラや携帯電話を渡さない」

街中では、フレンドリーに声をかけ、安心させた後に危険な場所に連れ込まれたり、ドラッグや賭け事等に誘導される可能性があります。当地では浮浪者から声をかけられる事もありますが、決して応答することなく速やかにその場から離れましょう。

また、当地ではロッキーマウンテン国立公園やイエローストーン国立公園等、多くの観光名所があります。観光地では「写真を撮ってあげる」と声をかけられ、カメラやスマートフォン等を渡すと、そのまま盗まれたり撮影代として金銭を請求される事もありますので、十分注意しましょう。

□「争いごとが起きたら速やかにその場を離れる」

付近で喧嘩や争いごとが発生した場合は決して近づかず、速やかにその場から離れ、危険を回避してください。万が一、危険が迫った場合は大きな声で「Help」と叫び、助けを呼びましょう。

また、駅や大学付近などには、非常通報装置が設置されている場所もありますので、

普段から設置場所を把握しておき、危険を感じたらボタンを押して通報しましょう。

□「**子供だけを残して外出しない**」

米国では子供に関する安全対策は徹底されており、子供だけで留守番していたり、車内に子供だけが乗車していることを近隣の住民や買い物客等が発見すると、即、警察に通報されます。

また、コロラド州ダグラス郡の情報によれば、子供の年齢については一般的な解釈として10歳から留守番が可能とされていますが、各州年齢等に関する明確な規定がなく、民間人に通報されれば状況により裁判にかけられ、米国内で犯罪歴がつくこともあります。

当地でも子供だけが庭にいたところを近所の住民に通報され、裁判になったケースもありますので、子供を孤立させないよう十分注意しましょう。

□「**長期外出時は宅配等を止める**」

旅行等、長期外出時には、郵便や宅配、新聞等は一時的保留（バケーションホールド）を配送先に依頼しましょう。

**(3) ヘイトクライム**

□「**複数で行動する**」

米国ではコロナ禍以降、アジア系の住民を狙った犯罪が増加し、周囲の支援を得られない暴行事件も発生しています。外出時は可能な限り、単独行動は避け、複数人で行動しましょう。

□「**スマートフォン等に注視しない**」

歩行中や公共交通機関を利用している等、外出中は周囲の状況を把握できない恐れがあるため、スマートフォン等の画面に注視せず、常に周りを警戒できるよう心掛けましょう。

## **4 車両利用時の防犯対策**

米国では自動車窃盗や車上狙いも多く発生しており、運転中の事故やトラブルのみならず銃撃事件にまで発展することもあります。

車を運転するにはルールを充分理解した上で安全運転を心掛け、事件・事故に巻き込まれない注意しましょう。

**(1) 事故対策**

□「**非常時に備える**」

当地では天候が急激に変わりやすく、冬季の気温は-10℃を下回ることもあります。特に郊外で事故や故障が発生した場合は、救助されるまでに相当時間がかかることがありますので、万が一に備え、チェーンや工具類の他、毛布や非常食等も常備し、遠出する際にはガソリンは常に満タンにしておきましょう。

□「**シートベルトは全員着用する**」

シートベルトの着用は乗車する全員に義務づけられています。

また、13歳未満は後部座席のみ乗車可能で、チャイルドシート及びシートベルトの使用が義務づけられていますのでご注意ください。詳細は以下をご参照ください。



□ 「周囲の動きに注意する」

米国では運転マナーに腹を立て銃撃事件に発展するケースや、争いとは全く関係のない方が銃撃に巻き込まれる事件も発生しています。運転中は車両間隔を十分とるよう心掛け、警告音（クラクション）等の使用にも十分注意しましょう。

また、当地では赤信号でも道路を横断する歩行者がいますし、電動スクーター（日本でいう電動キックボード）や野生動物が飛び出してくることもあります。邦人の方でも過去に動物を避けて追突事故を起こし、重傷を負われた方もいます。運転中は常に周囲の動きに注意し、常に安全運転を心掛けましょう。

□ 「知らない人に呼びかけられても停車しない」

路上では、看板を掲げてヒッチハイクをしたり、車の故障等で助けを求めている人を見かけることがあります。しかし、強盗の可能性もありますので、停車したり窓を開けて声をかけたりしないでください。明らかに車の故障で救助を求める人を見かけたら、携帯電話や公衆電話等から警察（9 1 1）に連絡してください。

□ 「窓を閉めドアをロックする」

車両強盗は停車中（赤信号等含む）に乗り込む手口が多いので、乗車中はドアをロックし、窓も必要時以外開けないにしましょう。

また、車両強盗に遭遇してしまい車両から降りざるを得なくなった場合、運転手が同乗者より先に降車してしまうと、車両を乗っ取られ、同乗者が誘拐されてしまう可能性がありますので十分ご注意ください。

□ 「車両内に荷物を放置しない」

当地では車上荒らしが多く発生しています。車から離れる場合は、短時間でも車外から見える場所には荷物を放置せず、必ず窓を締めてドアをロックしてください。

□ 「子供を孤立させない」

子供を車内に放置すると幼児虐待等で警察に通報・逮捕されることもあります。車から離れる時は短時間でも決して子供を孤立させないよう注意しましょう。

□ 「警察官の指示に従う」

警察に停車を指示された場合は、必ず警察官の指示に従ってください。停車後に外に出ようとしたり、ポケットから運転免許証を出そうとする等、警察官の指示がない動作をすると、不審な動きと判断され、銃で発砲されることもありますので、十分注意してください。

(2) 事故発生時

□ 「救護及び通報」

人身事故の場合にはまず安全な場所へ移動してください。負傷者がいる場合には止血等の応急措置を施すとともに「9 1 1」に電話をし、救急と警察に救助を求めてください。なお、負傷者に対しては負傷の程度がひどい場合には、自分の判断で負傷者をむやみに動かさないように注意してください。

また「911」に連絡した際、救急車や牽引車が駆けつけてくる場合があります。米国の救急車は民間会社が運営しているため、利用すると500ドル程度の料金を支払わなければなりませんので、必要がなければはっきりと断りましょう。

□ 「**冷静に対応する**」

事故の相手方及び警察官に対しては感情的にならず、事件の事実関係だけを述べ、他には何も言わないようにしましょう。一方的に謝罪したり、相手と口論したりすることで自分が不利な立場になることがあります。

□ 「**警察官が立ち会う場合**」 「**Information Exchange Form**」 を取得する

警察官が事故現場に立ち会って調書を取る際には「Information Exchange Form」という書類を当事者双方に書かせ交換させますので必ず保管しておきましょう（保険会社への報告の際に必要となります。）。

なお、警察官によってはこの書類を出さないこともありますので、その際には警察官に請求してください。

□ 「**警察官が立ち会わない場合**」 「**連絡先等情報を交換する**」

事故後は参考資料V-2「交通事故記録用紙」を参考に、免許証や社会保証カード、クレジットカード等で相手情報を直接確認しながら、メモや写真で事故の詳細を記録し、保険会社へ示談交渉等を任せます。

また、急いでいること等を理由に、相手方が一方的に情報をメモで渡して来た場合は虚偽の可能性もありますので、必ず自分で相手の情報を確認することが重要です。

## 5 公共交通機関

当地ではUberやLyftなどのライドシェアもサービスも利用できますが、電車やバス等を利用する場合、特に夜間帯は乗車する人も少なくなりますので、出来る限り夜間の利用を控え、日中であっても運転手席の近く座るなど、常に警戒しましょう。

## 6 テロ・誘拐対策

当地では邦人や日系企業等を対象にしたテロや誘拐事件は発生していませんが、米国では暴力的過激主義者の脅威とともに、国外の過激派組織に感化された個人によるホームグロウン・テロにも注意が必要です。常に危険があり得ると想定し、日頃から以下の予防措置等を講じておくことが肝要です。

□ 「**危険な場所や時間帯を避ける**」

外務省が発出する海外安全情報や現地の報道等により、最新の治安情勢を把握し、抗議活動が実施されている（事前情報がある）場所や犯罪多発地域には近づかないようにしましょう。

また、銃撃や爆弾テロ、誘拐等は「外国関連施設」「宗教施設」「公共交通機関」に加え「観光スポット」「リゾート地」等、人が多く集まるような場所で発生していますので、夜間帯やイベント開催時などで外出する際は特に注意しましょう。

□ 「**行動パターンを変える**」

通勤や通学時の際など、生活行動が一定化すると（時間帯や行き先、経路等）、犯罪

者や犯罪者予備軍にとって犯行計画を立てやすくなりますので、行動パターンは時々変えるよう心掛けましょう。

□ 「**子供を孤立させない**」

子供の学校等の送迎時には子供を一人で待たせないようにし、普段から知らない人についていったり、他人の車に乗せてもらったりしないよう伝えましょう。

□ 「**危険を感じたら逃げる・通報する**」

誰かに尾行されていると思ったら、犯人が行動を起こしにくい場所（警備員のいるビル等）に逃げ込み助けを求め、速やかに警察に通報しましょう。

## 7 犯罪の被害やトラブルに巻き込まれたら

トラブルに巻き込まれた場合は、パニックに陥らず、被害を最小限に抑えることが重要です。警察への通報や知人、当館への相談または必要に応じて弁護士を雇う等、まず自身の安全を最優先した行動をとり、早期解決を図りましょう。

### (1) テロ・銃撃現場に遭遇した場合

□ 「**その場に伏せ、頑丈な陰に隠れる**」

爆発音や銃撃音を聞いたならその場に伏せ、可能であれば頑丈な陰に隠れてください。

□ 「**安全な場所に待避する**」

事件現場に居合わせたら、周囲を確認し、可能であれば低い姿勢を保ちつつ銃撃音から離れ、安全な場所に待避してください。

□ 「**体力の温存を心掛け、居場所を知らせる**」

建物の下敷きになったなど自力で動けない場合は、有害物質を吸い込まないように注意しながら体力の温存を心掛け、パイプ管などを叩き周囲に自分の居場所を伝えてください。

### (2) その他犯罪に遭遇した場合

□ 銃や刃物を突きつけられたら

「**抵抗せず相手に言われたとおりの金品を渡す**」

□ 被害にあったら

「**速やかに最寄りの警察に届け出て警察調書（ポリスレポート）を入手する**」

後日、保険請求や旅券の再発給申請の際に必要となります。

□ クレジットカードを盗まれたら

「**速やかにカード会社に連絡し、支払い停止の措置をとる**」

□ ストーカー行為に遭ったら

「**警察に相談する**」

米国では、元交際相手への銃撃等の凶悪犯罪も発生しています。

「つきまとい」や「嫌がらせの電話」等、精神的脅迫を受けるようなストーカー行為に遭ったら我慢することなく、速やかに警察に相談してください。状況によっては、裁判所が「立ち入り・接近制限（Restraining Order）」を発行したり、悪質な場合は相手方を起訴することも可能です。

## 8 その他トラブル例

### (1) 家庭内暴力 (Domestic Violence)

夫婦喧嘩や親の子に対する厳しい躾等は、家庭内暴力として警察に通報されます。料理中に夫婦間で口論となり、刃物をもって脅されたと通報されたケースもあり、子供を一人きりで放置しておく「幼児虐待」とみなされ罰せられる可能性があります。日本とは法律も大きく異なり、罪の意識がなくても、逮捕・起訴される事がありますので、当地の法律を正しく理解し、自分の考えだけで行動することがないように注意が必要です。また、家庭内暴力について悩みがある場合には、以下のカウンセリング・サービスがご利用できますのでご活用ください。

**【Asian Pacific Development Center】** (日本語対応可/有料/保険適用可/被害者は無料)

電話番号：(303) 923-2920

<http://www.apdc.org>



**【Colorado Coalition Against Domestic Violence】**

電話番号：(303) 831-9632

<http://www.ccadv.org>



### (2) 子の親権問題

米国では、実の子であっても親権者双方の同意なく子供を国外へ連れ出すことは誘拐罪や子の親権妨害罪に問われることがあり、逮捕されたケースも発生しています。家庭問題を抱えた中、子供を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず弁護士等に相談してください。

ご参考：「子の親権問題についての各州の家庭法制度及びQ&A」

[http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/shinkenstatelaws.html](http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shinkenstatelaws.html)



## 9 緊急連絡先

### (1) 警察・消防・救急車

公衆電話からかける場合は硬貨を入れずに「9 1 1」へダイヤルしてください。

### (2) 在デンバー日本国総領事館

住所：1225 17th St. Suite 3000、Denver、CO 80202

Eメール：cgjd-consular@de.mofa.go.jp

電話：303-534-1151 (閉館時間帯はJAN緊急サービスに繋がります。)

Fax：303-534-3393

<http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>



### Ⅲ 「在留邦人用」緊急事態対処マニュアル

大規模災害、テロ、内乱、暴動および感染症の爆発的流行等の緊急事態発生の際には、各自が落ち着いて安全対策に万全を期するよう努力することが肝要です。本手引きには具体的な対処方法を記載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

#### 1 平素の準備と心構え

##### (1) 緊急連絡体制の整備

###### □ 「在留届」の提出

旅券法第16条により、3ヶ月以上滞在されている方はその地域を管轄する日本大使館または総領事館に「在留届の提出」が義務づけられております。

当館からの緊急連絡は皆様から提出されている在留届に基づいて行われますので、在留届は当館窓口またはインターネットにて忘れずにご登録頂きご変更があれば参考資料V-3「帰国届及び在留届記載事項の変更届」の内容を電話又は電子メール等でお知らせくださいようお願い致します。

また、帰国または他州へ引っ越しを予定している際には、当地を出発される前にご連絡をお願い致します。

在留届は、領事館の窓口の他、以下のサイトで登録することもできます。

###### 【在留届電子届出システム】

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>



###### □ 「たびレジ」へ登録

当館管轄外に旅行や出張で出かけられる際に、「たびレジ」に滞在予定を登録しておく、滞在先の在外公館や本邦外務省の発信する安全情報等をご確認いただけます。

###### 【「たびレジ」外務省海外旅行登録システム】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>



###### □ 「緊急連絡網の構築」

緊急事態が発生した際に迅速な連絡を行うためには、家族間はもちろん、企業や学校組織等団体・グループ組織別等の連絡網が有効となります。出勤時や登校時等、各自の様々な状況に応じた避難場所および連絡方法を、家族や会社内等で共有しておきましょう。

###### □ 「旅券・グリーンカード等を更新しておく」

旅券は有効期間が満了する1年前から更新の手続きが可能です。

また、グリーンカード等、米国に滞在するために必要な書類を確認し、有効期間が切れる前に必ず更新手続きを行ってください。

【米国市民移民局 (USCIS : U. S. Citizenship and Immigration Services)】

住所 : 12484 East Weaver Place, Centennial, Colorado 80111

電話 (代表) : 1-800-375-5283

<http://www.uscis.gov>



## (2) 緊急事態に備える

自宅待機や避難場所への緊急避難に備え、備蓄品等を事前に準備をしておきましょう。  
詳細は参考資料V-4「緊急事態に備えてのチェック・リスト」をご参照ください。

## 2 緊急時の行動

緊急事態が発生した際には、噂やデマに惑わされたりすることのないよう平常心を保ち、インターネットやラジオのニュース報道等を確認し、落ち着いて行動するように努めてください。

また、自分やご家族またはお知り合いの方で緊急事態が発生した等の情報があれば、当館までご連絡くださいますようお願い致します。

【安全情報 (当館ホームページ)】

<http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/jp/safety/index.html>



【外務省海外安全ホームページ】

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>



## IV まとめ

当館の管轄四州 (コロラド州、ユタ州、ニューメキシコ州およびワイオミング州) においては、事件・事故に遭う邦人は他州と比較して少ない状況にありますが、油断は禁物です。当地でも、過去には、動物を避けた結果、交通事故を起こし重傷に遭われた方や観光地で転落し亡くなった方、知人からの銃撃で亡くなった方、家の庭に子供だけがいたのを近隣の住民に通報され裁判になった方等、多くの邦人の方が悲しい事件に巻き込まれています。こうした事故や事件に巻き込まれないためにも、日頃から常に危機意識を持ち、緊急事態に遭遇した場合の対処方法を知っておく必要があります。緊急時に遭遇した場合には、本手引書に記載されていることを思い起こし、冷静に適切な対処をするようお願い申し上げます。

## 不審郵便物確認事項

受け取った郵便物に心当たりがなく、以下のような不審点が見られたら開封せずに速やかに警察に連絡してください。

### 【不審郵便物】

#### 1 外見

- (1) 住所・氏名等の記載内容が不明瞭（宛先となっている受取人が不詳、氏名、書き及び綴りが間違っている等）。
- (2) 消印、切手等が不自然（差出人の住所と消印の住所の相違、切手の貼り過ぎ）。
- (3) 差出人の住所・名前に心当たりがない（もしくは記載がない）。
- (4) 包装が不自然（乱雑な包装、テープや紐を多用し、必要以上に頑丈等）。
- (5) 「親展」「至急」「取扱注意」の表示。
- (6) ワイヤー、紐等がはみ出している。包装に油状のシミや汚れがある。
- (7) 包装用の紐の一部が内部に入っている。
- (8) 外国からの郵便。
- (9) 宛名が汚い印字や手書き文字。
- (10) 粉末が付着している。

#### 2 臭い

靴墨、アーモンドのような臭いや芳香もしくは異臭がする。

#### 3 重さ

異常な重さや、重さのバランスに偏りがある。

#### 4 感触

- (1) 不自然な固さや弾力感あるいは粘土のような感触がある。
- (2) 突起物や塊状物質の存在感。
- (3) 内容物にガタつきがある。
- (4) 中から時計のようなコチコチ音、液体のゴボゴボ音や粉末のような音等異様音がする。

### 【発見時の取扱】

- 1 無闇に触らず、また絶対に開封しない。
- 2 臭いをかいだり、衝撃を与えたり、火気に近づいたり、濡らしたりしない。
- 3 強烈な光をあてない。
- 4 差出人に心当たりがあり電話番号を知っていれば、速やかに電話で確認する。
- 5 付近に人を近づけない。

**交通事故記録用紙**

Date(日付): \_\_\_\_\_  Time (時間): \_\_\_\_\_ am/pm

Location of Accident (事故現場): \_\_\_\_\_

Diagram of Accident(現場見取り図:事故の状況を簡潔に記載)

**Information of the Other Party (相手方に関する情報)**

Name (氏名): \_\_\_\_\_

Home Address (住所): \_\_\_\_\_

Company Name (会社名): \_\_\_\_\_

Company Address (会社住所): \_\_\_\_\_

Tel(電話): Residence (自宅) \_\_\_\_\_ Office (会社): \_\_\_\_\_

Date of Birth (生年月日): \_\_\_\_\_

Driver's License No. (運転免許証番号): \_\_\_\_\_ State (州): \_\_\_\_\_

Insurance Company (加入保健会社): \_\_\_\_\_

Policy No.(ポリシー番号): \_\_\_\_\_

Type of Car (車名、形式、年式、色): \_\_\_\_\_

License Plate No. (ナンバープレート): \_\_\_\_\_ State (州): \_\_\_\_\_

Damage of the Car(事故車の状況、事故個所、程度): \_\_\_\_\_

Passenger (同乗者): \_\_\_\_\_

Injury (負傷の有無): \_\_\_\_\_

※現場での相手方の言動を書き留めておくと、保険会社に報告する際に便利です。

**□ Information of My Car (自分の車に関する情報)**

(事故の相手方に自分の情報を提供する場合、この紙の上半分を渡すと便利です。)

- Type of Car (車名、形式、年式、色): \_\_\_\_\_
- License Plate No. (ナンバープレート): \_\_\_\_\_ State(州): \_\_\_\_\_
- Owner (所有者氏名): \_\_\_\_\_
- Home Address (住所): \_\_\_\_\_
- Company Address (会社住所): \_\_\_\_\_
- Tel (電話): Residence (自宅) \_\_\_\_\_ Office(会社) \_\_\_\_\_
- Insurance Company (保険会社名): \_\_\_\_\_
- Policy No. (ポリシー番号): \_\_\_\_\_
- Passenger (同乗者名): \_\_\_\_\_
- Injury (負傷の有無): \_\_\_\_\_

.....  
(ここから下はご自身で保管してください。)

**目撃者がいる場合には、以下の事項を書きとめてください。**

**□ Witness (目撃者)**

- Name (氏名): \_\_\_\_\_
- Home Address (自宅): \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- Tel (電話): \_\_\_\_\_

**警察に届け出た場合には、以下の事項を書き留めてください。**

**□ Police Information (警察に関する情報)**

- Squad (所属部署): \_\_\_\_\_
- Officer (警察官の氏名): \_\_\_\_\_
- Badge No. (バッジ番号): \_\_\_\_\_
- Tel(電話): \_\_\_\_\_
- Case No./Reference No.(調書番号): \_\_\_\_\_

# 在留届

在外公館  
受付日付

(別記第 14 号様式)

氏名	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given Name)		生年月日 西暦 年 月 日生		
	漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 在留国国籍有
本籍	都道府県		市郡 (区)	区 町村			
職業 (該当事項に○)	1. 民間企業関係者 4. 留学生・研究者・教師		2. 報道関係者 5. 政府関係機関職員		3. 自由業及び専門的職業関係者 6. その他 ( )		
日本国 旅券番号			到着日 西暦 年 月 日		滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで		
在留地の住所 又は居所	↑ 永住の方は 2999 年 12 月 31 日と記入。以下同じ						
電話	①		②				
FAX	①		②				
携帯電話	①		②				
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)				
メールアドレス	①(PC・携帯)		②(PC・携帯)				
在留地の 緊急連絡先 (日中の連絡先等)	氏名又は会社等所属先名		本人との関係				
	住所						
	電話		FAX		e-mail		
日本国内の 連絡先	氏名		本人との関係			電話	
	住所						
日本国内の 所属先	会社等所属先名						
	電話						

## 同居家族

続柄	氏名	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given Name)		(Middle Name ある場合)	生年月日 西暦 年 月 日生		
		漢字	(姓)	(名)			1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 日本国国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話	①		②						
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)						
メールアドレス	①(PC・携帯)		②(PC・携帯)						
会社・学校等 日中の連絡先	名称								
	電話								
日本国 旅券番号			到着日 西暦 年 月 日		滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで				
続柄	氏名	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given Name)		(Middle Name ある場合)	生年月日 西暦 年 月 日生		
		漢字	(姓)	(名)			1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 日本国国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話	①		②						
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)						
メールアドレス	①(PC・携帯)		②(PC・携帯)						
会社・学校等 日中の連絡先	名称								
	電話								
日本国 旅券番号			到着日 西暦 年 月 日		滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで				

用紙の大きさは A4

裏面に続く

同居家族 (続き)

続柄	氏名	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given Name)	(Middle Name がある場合)	生年月日 西暦 年 月 日生		
		漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 日本国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話		① (SMS利用の有・無) (日本語環境の有・無)			② (SMS利用の有・無) (日本語環境の有・無)			
メールアドレス		①(PC・携帯)			②(PC・携帯)			
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話						
日本国 旅券番号								到着日 西暦 年 月 日 滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで
続柄	氏名	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given Name)	(Middle Name がある場合)	生年月日 西暦 年 月 日生		
		漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 日本国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話		① (SMS利用の有・無) (日本語環境の有・無)			② (SMS利用の有・無) (日本語環境の有・無)			
メールアドレス		①(PC・携帯)			②(PC・携帯)			
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話						
日本国 旅券番号								到着日 西暦 年 月 日 滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで

旅券法第16条の規定により、上記のとおり届出ます。届出事項に変更を生じたときは、必ずその旨を届出ます。

在 大使・総領事 殿 西暦 年 月 日

届出人署名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

- 以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。
  - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過した後、特段のご連絡を頂いておらず、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない方
  - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない方
- 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関することに使用するほか、在外公館で在外選挙人名簿登録申請受付のほか領事窓口サービスを提供する際に利用します。また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。
- 記載していただいたメールアドレスには、届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAXなど可能な限りの方法で情報を提供します。

[在外公館記載欄]			
在留地からの 出発日付	(筆頭者を対象、家族単独は下記欄に記載)	移転先	
在留確認日付 (1回目)	<input type="checkbox"/> 在留を確認(在留期間を訂正) <input type="checkbox"/> 所在不明	転出 理由	1. 帰国 2. 管轄区域から転居 3. 所在不明 4. その他 ( )
在留確認日付 (転出抜日)	<input type="checkbox"/> 在留を確認(在留期間を訂正) <input type="checkbox"/> 所在不明		
在外選挙人証	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 他館にて取得済み		

在留届

記入例と留意事項

(別記第14号様式)

氏名	ローマ字 (姓) <b>GAIMU</b>	ローマ字 (名) <b>ICHIRO</b>	生年月日 西暦 <b>1976</b> 年 <b>02</b> 月 <b>28</b> 日 性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 長期滞在 <input type="radio"/> 2. 女性 <input type="radio"/> 2. 水住
住所	東京都 <b>千代田</b> 区 <b>外務</b> 町 <b>雷が関二丁目一番</b>	3. 自由業及び専門的職業関係者 4. 留学生・研究者・教師 5. 政府関係機関職員 滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 <b>2017</b> 年 <b>12</b> 月 <b>31</b> 日まで (未定)	在留地(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 <b>2013</b> 年 <b>09</b> 月 <b>04</b> 日
職業	民間企業関係者 東京 <b>外務</b> 外務 千代田	6851 Central Street, Brooklyn, NY20151, USA.	永住の方は2009年12月31日迄に入国し 以下同じ
電話番号	T 03 12 34 5 6 7	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	滞在予定期間を記入 (日付は末日で可) (未定でも現時点でのとりあえずの日付を記入) (永住を希望の方は2999年12月31日と記入)
在留地の住所	6851 Central Street, Brooklyn, NY20151, USA.	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	在留地に到着した日付を記入
在留地又は居所	東京 <b>外務</b> 外務 千代田	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	現在所持している日本の旅券(パスポート)番号を記入 (日本旅券を所持していない場合は記入不要)
電話	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	在留地の住所または居所の電話、FAX番号を記入 (②は友人・知人などの連絡先でも可、括弧書きで関係を記入)
FAX	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	携帯番号を記入し、ショートメール(SMS)の機能があるかないか、 日本語環境があるかないかについて該当を○で囲む (日本から持ち込んでいる携帯電話でも使用中であれば記入)
携帯電話	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	メールアドレスを記入し、自宅パソコン等で使用している 個人アドレスはPC、携帯電話用アドレスは携帯を○で囲む (緊急事態の連絡をより確実にするため双方ともに記入)
メールアドレス	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	企業などの組織に所属している場合はその連絡先を記入、 それ以外の場合は留守の時に連絡が取れる友人などを記入 (e-mail登録すると緊急メールを送付します)
在留地の住所	東京 <b>外務</b> 外務 千代田	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	親族など緊急時に連絡のとれる日本在住の方の連絡先を記入
緊急連絡先	東京 <b>外務</b> 外務 千代田	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	企業などに所属している場合はその日本国内の連絡先を記入
在留地の住所	東京 <b>外務</b> 外務 千代田	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	
連絡先	東京 <b>外務</b> 外務 千代田	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	
所属先	東京 <b>外務</b> 外務 千代田	① (213)△△△-□□□□ ② (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ③ (213)▽▽▽-◇◇◇◇ (友人宅) ④ +81(90)△△△△-□□□□ ⑤ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.com ⑥ (PC番号) Ichiro.gaimu@xxxxx.ne.us	

同居家族については次ページ参照

裏面に続く



# 帰国届及び在留届記載事項の変更届

年 月 日届出

在デンバー総領事殿

旅券法第16条の規定により、貴館に提出済みの在留届について下記の通り変更がありますので連絡致します。

## 1. 提出済みの在留届の記載事項

- (1) 世帯主の氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
漢字 \_\_\_\_\_
- (2) 登録した住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- (3) 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- (4) 旅券番号 \_\_\_\_\_

## 2. 今回届け出る変更事項 (該当の口にチェック印を付して下さい。)

- 転出 (他州・他国へ引越します。)

転出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

転出先住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ その他 \_\_\_\_\_

- 家族の追記

続柄	名	生年月日 (西暦)	旅券
	(ローマ字)	年 月 日	旅券番号
	(漢字)		発行年月日
到着日	年 月 日着		年 月 日 有効期間満了日
	(ローマ字)	年 月 日	旅券番号
	(漢字)		発行年月日
到着日	年 月 日着		年 月 日 有効期間満了日
	(ローマ字)	年 月 日	旅券番号
	(漢字)		発行年月日
到着日	年 月 日着		年 月 日 有効期間満了日

- 帰国 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、日本へ帰国します。

- その他 (緊急連絡先・旅券番号・職種等の変更)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

送付先 Consulate-General of Japan, 1225 17th Street, Suite 3000, Denver, CO 80202

TEL: (303)534-1151

Fax: (303)534-3393

E-mail: [cjgd-consular@de.mofa.go.jp](mailto:cjgd-consular@de.mofa.go.jp)

Homepage: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/>

## 緊急事態に備えてのチェック・リスト 『在留邦人配布用』

### 1 旅券

- (1) 旅券は有効期間が満了する1年前から更新が可能です。有効期間が6か月以上残っているか定期的に確認しておいてください（6か月以下の場合には在留先の在外公館に対して旅券切替発給を申請してください）。
- (2) 最終頁の「所持人記載欄」、「血液型 (blood type)」は記載しておいてください。
- (3) 旅券と併せ、滞在国の外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。なお、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておくことが必要です。

### 2 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

緊急時には旅券とともにすぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が5日間以上生活できる外貨（円）及び当座必要な現地通貨（ドル）を予め用意しておくことをお勧めします（ただし、米国から日本へ入国する場合は100万円以上、日本から米国へ入国する場合は1万ドル以上の所持は税関で申告が必要です。）。

### 3 自動車等の整備

自動車は常時整備しておき、ガソリンは、燃料が半分になったら満タンに補給する等、避難に十分な量を確保しておきましょう。

また、車内には、懐中電灯、地図、ティッシュ、応急処置用の緊急キット等を備え付けておきましょう。

### 4 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記1～3のほか次の携行品を常備し、すぐ持ち出せるようにしてください。なお、退避時の飛行機内への持ち込み制限も考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくことをお勧めします（自衛隊機等を含め、機種によっては搭乗前に10kg程度にまとめることを求められる場合もあります）。また、ハードタイプのスーツケースは極力避け、背中に背負うバッグ等ソフトな物が望ましいです（特に自衛隊による輸送の場合）。

#### (1) 衣類・着替え

長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。また、所在国・地域や季節に応じ防寒着または毛布類を持参することが望ましい。

#### (2) 履き物

行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの

#### (3) 洗面用具

タオル、歯磨きセット、石鹸等

#### (4) 非常用食料等

米、調味料、缶詰類、インスタント食品等の保存食およびミネラル・ウォーターを家族全員で5日間以上生活できる程度の量を準備しておきましょう。

また、自宅で断水・停電になった際、洗面や排水等用の水（浴槽に水を貯めておく、

ペットボトルに水道水を入れて保管しておく等)を確保しておくことと安心です。

(5) 医薬品(市販されている応急処置用の緊急キットも有用)

家庭用常備薬の他、常用薬(必要に応じて医師の薬剤証明書(英文)も用意)、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏、生理用品、おむつ(乳児がいる場合)に加え、衛生環境を保つためにも洗面用具(タオル、歯磨きセット、石鹸及びシャンプー等を準備しておきましょう)。

(6) ラジオ

ラジオを通じ、安全情報を伝達する場合があります。地元ラジオ局が受信可能な電池使用のラジオ受信機が理想的です。(電池の予備も忘れないようにしてください。)

(7) その他(市販されている非常用持ち出しキットも有用)

懐中電灯、予備の電池やバッテリー、ライター、蠟燭、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット(または帽子)、寝袋、毛布、ゴミ袋、メモ用紙、筆記具、洗濯洗剤、軍手(手袋)、ティッシュ・ペーパー、地図(できるだけ広範囲の地域をカバーするもの)。

(8) ペットについて

緊急事態時ペットを連れて退避することは、退避先での手続きや航空機等の制約等から大変困難です(特に自衛隊による退避の場合、盲導犬を除き、ペットの帯同は不可)。ペットをお持ちの方は、公共輸送機関が動いているうちに早めに退避するか、現地の方に託す等の対応をお願いします。